

組合員限定優遇金利定期貯金5



# 178 (いなば) 定期

## 販売対象

当組合の組合員（本人）で、普通貯金をお持ちの方。

※お一人様 3,000 万円までのご利用とさせていただきます。

※個人事業者を含みます。

## 取扱期間

令和3年9月1日から販売終了まで

## 対象商品

スーパー定期（単利型）

## 預入期間

1年（元金自動継続の取扱いに限ります。）

## 預入資金

当組合に新たにお預け入れ頂く資金

## 預入金額

10万円以上 3,000万円まで（1円単位）

## 適用金利

店頭金利に0.008%上乗せ

\*上乗せ金利の適用は預入日から初回満期日の前日までとし、満期後に自動継続となる定期貯金は継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率とします。

\*元金継続時の利息はお持ちの普通貯金口座へ振替いたします。

\*市場環境等により、販売を停止または上乗せ金利を変更させていただく場合があります。

## 中途解約時の取扱い

満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用します。

\*上記以外は、定期貯金規定を適用します。



☆詳しくはJA窓口にてお問い合わせ下さい。令和3年9月1日 現在



JA鳥取いなば

03090176010001

## 商品概要説明書

(令和3年 9月 1日現在)

1. 商品名	・出資者優遇金利定期貯金5「178 (いなば) 定期」(商品種類 「スーパー定期」)
2. 販売対象	・当組合に出資しておられ、普通貯金をお持ちの個人(個人事業者を含む)のお客様 *ただし、お一人様3,000万円までのご利用とさせていただきます。
3. 取扱期間	・令和3年 9月 1日 ~ 販売終了まで
4. 預入期間	・1年 ・元金自動継続の取扱いに限ります。
5. 預入資金	・当組合に新たにお預入れいただいた資金に限ります。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括お預入いただきます。 ・ <u>10万円以上3,000万円まで</u> ・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	店頭に表示する「スーパー定期」に以下の優遇利率を上乗せします。 ・店頭金利に0.008%上乗せをします。 ・上乗せ金利の適用は預入日から初回満期日の前日までとし、満期後に自動継続となる定期貯金は継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率とします。  ・満期日以後に一括して支払います。 ・元金継続の利息はお持ちの普通貯金口座へ振替いたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で計算いたします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
9. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約(期限前解約)時の取扱い	・本貯金を満期日前に解約する場合の利息計算は、中途解約日における当JAスーパー定期中途解約利率を適用いたします。
11. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等((全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。))と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店窓口または金融部金融企画課(電話:0857-37-0525)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会岡山仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

詳しくは窓口までお問合せください。

JA鳥取いなば

